

埼玉県救急医療機関審査会規則

平成十七年五月三十一日

埼玉県規則第四百十五号

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県救急医療機関審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員十二人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 病院又は診療所の開設者又は管理者
- 二 消防機関の職員
- 三 学識経験のある者
- 四 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第六条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 審査会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、保健医療部医療整備課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に埼玉県救急医療機関審査会規程（昭和三十九年埼玉県訓令第十二号）第二条第二項の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者は、この規則の施行の日に、第三条第一項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日（平成22年11月24日）から施行する。